

国立大学法人東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(研究者等の責務)</p> <p>第3条 研究者等は、高い倫理観を保持し、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。</p> <p>2 研究者等は、不正行為を防止するために学内規則等を遵守し、また、第5条から第7条までに規定する者の指示に従わなければならない。</p> <p>3 本学に雇用される研究者等は、本学が指定する研究者倫理に関する教育(以下「研究倫理教育」という。)を必ず受け、<u>教育内容を理解したこと等を明記した誓約書(別記様式第1号)を提出しなければならない。</u></p> <p>4 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究データを第37条に規定する期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。</p> <p>第4条～第39条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(研究者等の責務)</p> <p>第3条 研究者等は、高い倫理観を保持し、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。</p> <p>2 研究者等は、不正行為を防止するために学内規則等を遵守し、また、第5条から第7条までに規定する者の指示に従わなければならない。</p> <p>3 本学に雇用される研究者等は、<u>採用後速やかに</u>本学が指定する研究者倫理に関する教育(以下「研究倫理教育」という。)を必ず受け、<u>その内容を理解したこと等を明記した誓約書(別記様式第1号)を提出しなければならない</u>、<u>また、その後も定期的に研究倫理教育を受講しなければならない。</u></p> <p>4 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究データを第37条に規定する期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。</p> <p>第4条～第39条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	

附 則 (令和元年8月1日教規程第10号)

この規程は、令和元年8月1日から施行する。